

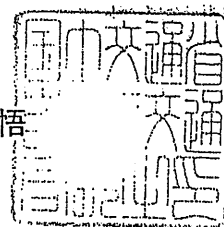
国自技第 145号の3
国自審第1231号の3
国自整第 105号の3
平成16年10月29日

(社) 日本自動車整備振興会連合会

会長 豊崎 寛 殿

国土交通省自動車交通局長

金澤 悟



三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジングリコールに係る該
当車両の動力伝達装置の保安基準上の取扱い等について

三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」という。）製大型トラックのクラッチハウジングに係るリコール事案（リコール届出番号：1092）については、これまでに、山口県でプロペラシャフトが脱落しブレーキが効かなくなり運転者が死亡する事故等が発生しており、社会的な不安を引き起こしている状態にあることから、当該リコールに係る改善措置の促進のため、国土交通省として、関係機関に対する通達（「三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジング亀裂に対する緊急対策について」（平成16年7月12日付け国自審第577号））等に基づき、継続検査等において、同社製の該当車両の使用ユーザーに対し速やかに点検を受けるよう周知徹底をはかるとともに、届出された当該不具合が保安基準に適合するかどうかについて、不具合発生件数及びその内容、原因等のデータの収集・検討を続けてきたところです。

この検討の結果、①クラッチハウジングの不具合については、リコール届出時に67件であったが、リコール届出後に、平成16年に発生した亀裂・破断等の重要不具合だけでも15件追加されていること、②国土交通省として行った監査等の結果（平成16年9月2日発表）から、平成10年以降に単体で出

荷された620個の補修用品のうち、約390件にも及ぶ亀裂・破断等があったものと推定されること、③平成16年10月20日に三菱ふそうが発表した調査結果においては、平成2年6月から平成16年6月までに264件の亀裂・破断等が発生していること、が判明しています。

このようなことから、標記リコール対象車両のクラッチハウジングを含む動力伝達装置については、亀裂・破断等の不具合発生件数が著しく多いことから、当該不具合により生じる事故の重大性も踏まえて、未だ改善措置（届出書に記載された暫定対策及び恒久対策のいずれも）がとられていない車両（以下「未措置車両」という。）の同装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第10条第1項、第88条第1項及び第166条第1項に規定された「運行に十分耐える構造及び性能を有すること」との要件に適合しないものとして取り扱うことが適当との判断に至りました。

つきましては、平成16年12月1日以降は未措置車両を保安基準不適合として取り扱うこととするので、当該車両に対して保安基準適合証を交付しないよう、貴会傘下会員に十分な周知徹底をお願いします。

なお、平成16年11月30日以前に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の5第2項の検査が実施され、平成16年12月1日以降に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出が継続検査申請の窓口にあった未措置車両については、継続検査は引き続き合格となります。ただし、継続検査に合格した当該未措置車両に対しても整備命令書が交付されることとなるため、各運輸支局等における混乱をさける観点から、平成16年11月30日以前であっても未措置車両に対して保安基準適合証を可能な限り交付せず、また、未措置車両に対して保安基準適合証を交付した場合は出来る限り平成16年11月30日までに当該保安基準適合証が提出されることになるように、貴会傘下会員に周知徹底いただくようお願いします。